財政局

(22年度)

# 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

## 2 先行取得(特別会計・基金)

### (2) 土地開発基金の管理

土地開発基金は、公共用に供する土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されている(仙台市土地開発基金条例第1条)。また、基金はその設置の目的に応じ、確実かつ効率的な運用に努めなければならない(同条例第3条第1項)とされている。

当該基金で運用している土地の明細は以下のとおりである。

内訳	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	取得 年月	5年 超
衛生研究所 隣接公共用地	1,345.70	61,095	S54.7	0
(省略)				

先行取得土地の基金からの買取りルールは以下のように定められている。

#### 第9条

2 買い取りは原則として取得年度を含め、3年度以内に行うものとする。ただし、期限内に買い取りができないやむを得ない事情がある場合には、理由書を提出するとともに、財政局長と協議を行い、取得日から5年度以内に行うことができる。

出所:仙台市土地開発基金管理要綱

(平成14年3月29日市長決裁)

市の説明によると、上記規定は平成 19年に追加されたものであり、それ以前に取得していた土地には適用されないとのことである。

しかし、一部の土地は利用計画が未定のまま 30 年以上の長期保有になっており、管理要綱の適用外であったとしても基金の運用として不適切である。

# 改善措置

指摘のあった衛生研究所隣接公共用地については、平成26年6月に一般会計が買い取りを行い、同年10月に障害福祉サービス事業所用地として社会福祉法人へ無償で貸付けをした。

この結果,土地開発基金が取得した土地 のうち利用計画が明確でない土地の長期 保有は解消された。